

2011 年度成蹊大学法科大学院入学試験 憲法

問題 1 以下の問いに 7 行以内で答えよ。

- (1) 「衆議院の優越」について、その根拠ならびに憲法上の制度を余すところなく挙げ、説明せよ。
- (2) 「アファーマティブ・アクション (積極的差別是正措置)」について、具体例を入れながら、簡潔に説明せよ。
- (3) 砂川事件最高裁判決 (最高裁昭和 34 年 12 月 16 日大法廷判決) で示された、条約の違憲審査に対する判断を説明せよ。
- (4) 「憲法の人権規定の私人間効力」について、それを最初に真正面から取り上げたといえる最高裁判決を挙げたうえで、その判決で示された内容を述べよ。

問題 2 以下の文章を読んで、問いに答えよ。

Q 県はその北部に高速増殖原型炉「ソフィア」という大規模原子力発電所を擁し、同発電所は、同県ならびに近県 5 県の電力供給量の 80 % を占めている。また、Q 県は過疎化が進んでおり、事実上、原子力発電所 (特定独立行政法人日本原子力発電研究機関による運営) が存在することで生じている交付金収入 (電源立地地域対策交付金等)、住民の雇用効果から、その財政が成り立っている状況にある。

Q 県住民である X は、「平和と安全を考える市民の会」という市民団体に属する者であるが、2011 年の 10 月 26 日の「原子力の日」に向けて、「原子力発電所の安全性について考えよう！」と題し、同日には原子力発電に関する専門家を招いた勉強会を同市民の会が催す旨の内容を記したピラを、X 自宅付近半径およそ 12km 内にある個人住宅の郵便受け (約 50 世帯分) と、特定独立行政法人日本原子力発電研究機関の宿舎 (4 棟の集合住宅) の各号棟の 1 階出入口の集合郵便受け (合計 117 世帯分) に投函した。

その後、ピラの投函を迷惑と感じた宿舎住民が警察に通報したところ、X のピラ投函行為は、刑法 130 条の住居侵入罪に該当するとして起訴されることになった。

同宿舎敷地は金網フェンスによって囲まれているが、一般道路に面する東側と北側の出入口部分は幅約 7m にわたって開口しており、各開口部に門扉はない。各開口部のすぐわきのフェンスには、「宿舎敷地内へは関係者以外の立入りを禁ずる 管理者」と印刷された表示板が設置されていた。

尚、X がピラを投函した日の前後に、商業用広告 (宅配ピザ) が類似状況下で投函されていること (その直後に宅配ピザが同宿舎住民によって利用された形跡がある)、宗教的勧誘のために同宿舎の各部屋への訪問があったことが確認されている。

〔設問〕 上の事例に存在する憲法上の問題について論ぜよ。その際、刑法 130 条の住居侵入罪については触れる必要はない。